

口座振替WEB受付サービス利用規約

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 本サービスの内容(第6条～第8条)
- 第3章 本サービスの提供条件(第9条～第14条)
- 第4章 代金の支払(第15条～第18条)
- 第5章 一般条項(第19条～第33条)

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、インターネットにおける電子商取引を行う個人または法人その他の団体(以下、「加盟店」といいます)が、その運営する電子商取引における代金の支払を、購入者の預金口座から預金口座振替の方法により受領することができるサービス(以下、「本サービス」といいます)を提供するにあたり、ゼウスと加盟店との間の権利義務を定めるものです。

第2条(定義)

本規約における次の用語の意味は、以下の各号のとおりとします。

- (1) 提携収納代行会社
ゼウスが、本サービスを加盟店に提供するために業務提携をしている企業をいいます。
- (2) 取扱金融機関
本サービスにおいて購入者が口座振替の対象となる口座として指定が可能なゼウス所定の金融機関をいいます。
- (3) 加盟店サイト
加盟店が構築・運営し、購入者に対して電子商取引の申込を誘引するインターネット上のサイトをいいます。
- (4) 商品等
加盟店サイトで販売される物品、サービス等で、本サービスを支払方法として選択できるものをいいます。
- (5) 購入者
加盟店サイトで本サービスを利用して商品等を購入しようとする者または購入した者をいいます。
- (6) 代金
購入者が購入しようとするまたは購入した商品等の対価をいいます。
- (7) 預金口座振替契約
購入者が、代金を口座振替の方法により支払うために、購入者が指定した取扱金融機関との間で締結する契約をいいます。
- (8) 振替日
購入者が指定した取扱金融機関の預金口座から商品等の代金が引き落とされるゼウス所定の期日をいいます。
- (9) 請求データ
本サービスにおいて預金口座振替契約が成立した購入者の預金口座から引き落とされるべき代金に関する情報
- (10) サービス開始日
加盟店が本サービスを問題なく利用できることを確認し、ゼウスが当該加盟店に対して本サービスにおけるシステムの本稼動設定を行った日のことです。
- (11) 起算日
サービス開始日の属する月の翌月1日のことです。

第3条(サービス概要)

本サービスは、ゼウスが加盟店から委託を受けて、以下の各号の業務を処理することをその内容とします。

- (1) 加盟店が本サービスを利用することの適否を判断するための審査を提携収納代行会社に申請する業務
- (2) 購入者からの預金口座振替契約申込の受付をし、申込内容を提携収納代行会社に対して送信する業務お

よび預金口座振替契約申込の結果を提携収納代行会社から取得し、これを加盟店および購入者に通知する業務

- (3) 加盟店から通知を受けた請求データを提携収納代行会社に対して送信する業務および振替の結果に関する情報を提携収納代行会社から取得し、これを加盟店および購入者に通知する業務
- (4) 提携収納代行会社が取扱金融機関から受領した代金を提携収納代行会社から受け取り、加盟店に対して支払う業務
- (5) 上記各号の業務に付随する一切の業務

第4条(申込)

新たに加盟店となろうと希望する者(以下、「加盟希望者」といいます)は、本規約の内容を承諾のうえで、以下の各号の書面をゼウスに提出して、加盟を申請するものとします。

- (1) ゼウス所定様式によるサービス利用申込書
- (2) 前号の他、提携収納代行会社またはゼウスが要求する書類

第5条(審査)

1. 前条の申請に基づき、ゼウスおよび提携収納代行会社は、加盟希望者が本サービスを利用することを認めるかどうかの適否を審査し、加盟店として適当と認められた場合は、加盟希望者の加盟が認められるものとします。
2. 加盟希望者は、提携収納代行会社より加盟店として適当と認められた場合は、取扱金融機関における購入者の指定した預金口座から引き落とされた代金を、提携収納代行会社を通じてゼウスが加盟店に代わって受領することに同意し、提携収納代行会社の加盟店に対する代金支払義務は、ゼウスへの支払をもって履行されたものとみなします。

第2章 本サービスの内容

第6条(本サービスの開始)

1. ゼウスは、第13条第1項第1号に定める開設契約金の支払が確認できた加盟店に対して本サービス利用に必要なシステムの設定を行うものとし、加盟店もそれに応じて必要な設定を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の設定にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってするものとし、ゼウスは一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。
3. 加盟店は、本サービスの利用を開始するにあたり、加盟店サイトで正しく本サービスが利用できるかを確認し、ゼウスにその結果を通知します。

第7条(預金口座振替契約申込の受付)

1. 加盟店は、購入者が本サービスを利用できるよう、加盟店サイトにおいてゼウス所定の設定を施すものとします。
2. ゼウスは、購入者から取得した預金口座振替契約申込に必要な情報を提携収納代行会社に対して送信し、購入者と取扱金融機関との間の預金口座振替契約成立の有無を確認し、加盟店および購入者に通知します。

第8条(振替処理)

1. 加盟店は、前条で取扱金融機関と預金口座振替契約が成立した購入者について、ゼウス所定の期日までに請求データをゼウスに対して通知するものとし、ゼウスは、当該請求データを提携収納代行会社に対して送信します。
2. 前項において、請求データがゼウスから提携収納代行会社に対して送信された場合、加盟店は請求データの取消、撤回、変更はできません。
3. ゼウスは、振替日後、前項の振替の結果に関する情報を提携収納代行会社から取得し、これを加盟店に通知します。

第3章 本サービスの提供条件

第9条(商品等)

加盟店は、本サービスを、以下の手段に利用することはできないものとします。

- (1) 商品等の販売にあたって、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の対象となるものの販売手段
- (2) 法令および公序良俗に反するものの販売手段
- (3) 金銭消費貸借契約における貸金の返済手段
- (4) その他、ゼウス、提携収納代行会社または取扱金融機関が不相当と判断する手段

第 10 条(サイトの構築)

1. 加盟店は、自己の費用をもって、自己の管理下にあるコンピューターを用いて、購入者に対し対象となる商品等の宣伝広告および売買取引契約に必要な情報の送受信のためのサイトを構築するものとします。
2. 加盟店は加盟店サイトを構築、運営するにあたり、ゼウスの提示するシステム設定マニュアルに従った設定を行い、維持します。
3. 加盟店の商品等の提供方法、サービス内容等が特殊であり、前項で定めるシステム設定では本サービスを利用できない場合は、ゼウスは加盟店に対して別途設定方法を提示するものとし、前項に関わらず、加盟店はゼウスから提示された設定方法に従うものとします。

第 11 条(問い合わせ等の対応)

1. 加盟店は、加盟店サイトまたは商品等に関連して購入者または第三者から問い合わせ、クレーム等を受けた場合、自己の責任と費用により処理・解決します。
2. 前項に関連して加盟店と購入者または第三者との間で発生する紛争の一切は、加盟店が責任をもって解決するものとし、ゼウスおよび提携収納代行会社には一切の負担をかけないものとします。ゼウスまたは提携収納代行会社が、当該紛争に対応せざるを得ない場合、当該紛争を解決するために要した費用および損害賠償を加盟店に対し請求できるものとします。
3. 前 2 項に関連してゼウスまたは提携収納代行会社が対応する場合、ゼウスまたは提携収納代行会社は加盟店に対し必要な事項についての報告または記録の提出を求めることができ、加盟店はこの求めに協力しなければなりません。

第 12 条(免責)

1. 第 6 条第 2 項において、加盟店がゼウスに対して正常に本サービスを利用できる旨の通知を行った場合、ゼウスは本サービスのシステム設定が適切に機能するものとみなし、これを原因とした不具合について責任を負いません。
2. 加盟店は加盟店サイトを構築、運営するにあたり、ゼウスの提示するシステム設定マニュアルまたは第 10 条 3 項でゼウスから提示された設定方法に従った設定を行い、維持します。加盟店サイトの設定がシステム設定マニュアル記載のものとは異なる場合、ゼウスは本サービスについて責任を負いません。
3. 購入者と取扱金融機関の間で預金口座振替契約が成立していても、購入者が取扱金融機関との預金口座振替契約成立後、提携収納代行会社に対してその結果を通知する手続を行わなかった場合、第 7 条第 2 項によるゼウスから加盟店への通知はなされません。
4. 本サービスにおいて、ゼウスは、以下の各号の場合による振替の不能が発生しないことを加盟店に保証するものではなく、以下の各号の事由によって加盟店に発生した損害を賠償する責任を負わないものとします。
 - (1) 振替日における購入者の預金口座の残高が不足する場合
 - (2) 購入者が預金口座振替契約を締結している口座が振替日において存在していない場合
 - (3) 購入者が取扱金融機関に対して預金口座からの振替の停止を依頼している場合
 - (4) 商品等の代金を引き落とした購入者の預金口座が当該購入者本人名義の口座でなかった場合
 - (5) その他、取扱金融機関により振替不能と判断された場合
5. 前項による振替不能の事由の解消は、本サービスの内容に含まれておりません。
6. ゼウスは、以下の各号に定める場合は、本サービスの提供を一時停止させることができるものとします。この場合において、ゼウスは加盟店に発生した損害を賠償する責任を負わないものとし、加盟店は第 13 条に定める各種料金の支払を免れることはないものとします。なお、本項に基づく本サービスのシステムの停止は、加盟店に対してあらかじめ停止の時期を文書または電子メールで通知したうえで行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - (1) ゼウス、提携収納代行会社、取扱金融機関または通信回線業者が本サービスに関わるシステムの保守、点検または整備を定期的にまたは緊急に行う場合
 - (2) 提携収納代行会社、取扱金融機関または通信回線業者の業務が中断または停止された場合

- (3) 火災、停電、天災、回線障害およびそれに準ずる不可抗力に基づく事由が発生した場合

第 13 条(各種料金)

1. 加盟店は、本サービスに関して別途ゼウスと合意した金額・方法に従い、以下の各号の料金その他ゼウスと合意した料金を支払います。
 - (1) 「開設契約金」
加盟店が本サービスの利用を開始するためのシステムの設定その他の事務処理に関して加盟店に課金される料金をいいます。
 - (2) 「システム利用料」
本サービスの利用料金として、起算日より固定で発生する料金をいいます。
 - (3) 「受付手数料」
 - ① 「受付処理料」
サービス開始日以降、ゼウスが購入者から取得した預金口座振替契約申込に必要な情報の提携収納代行会社への送信 1 回ごとに発生する料金をいいます。なお、当該料金は預金口座振替契約締結の結果に関わらず発生します。
 - ② 「成約手数料」
サービス開始日以降、本サービスを利用して成立した預金口座振替契約 1 件ごとに発生する料金をいいます。
 - (4) 「振替処理料」
サービス開始日以降、加盟店からゼウスに対して送信された請求データ 1 件ごとに発生する料金をいいます。なお、当該料金は振替の結果に関わらず発生します。
2. 加盟店は、本契約の最初の更新を行う前に第 23 条に基づき中途解約を行う場合は、契約締結日より最初の更新までの 1 年間に支払うべきシステム利用料を支払うこととします。
3. 本条第 1 項第 4 号の料金は、第 8 条第 1 項により請求データがゼウスから提携収納代行会社に対して送信された後に、加盟店がこれを取り消しても、その支払を免れるものではありません。
4. 本規約に基づく契約が中途解約、解除等により終了した場合であっても、ゼウスは既に受領した開設契約金およびシステム利用料については、加盟店に返還しません。

第 14 条(不正アクセス禁止)

1. 加盟店およびゼウスは、提携収納代行会社および取扱金融機関のコンピューターに不正なアクセスを行ってはなりません。
2. 加盟店およびゼウスは、相互の保有するコンピューターに対して不正なアクセスを行う等、その業務を阻害してはなりません。

第 4 章 代金の支払

第 15 条(代金の支払)

1. 取扱金融機関の購入者の預金口座から引き落とされた代金は、ゼウスが提携収納代行会社から加盟店に代わって受領し、第 13 条第 3 号、第 4 号に規定する料金その他ゼウスと加盟店が差し引くことに合意した料金を差し引いたうえで、加盟店に対して支払うものとします。
2. ゼウスは前項の金額を、別途定める振込日に加盟店の指定する金融機関口座に振り込みます。なお、振込手数料はゼウスが負担し、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日を振込日とします。

第 16 条(弁済の充当)

1. 加盟店がゼウスに対し本規約に基づく金銭債務について不履行が生じている場合、ゼウスは前条第 2 項で支払う金額から不履行が生じている債務の弁済に充当することができます。
2. 加盟店が本サービス以外のサービス(以下、「他サービス」といいます)についてゼウスと契約を締結している場合において、加盟店はゼウスが以下の各号に定める弁済の充当をすることについて了承するものとします。
 - (1) 他サービスにおける加盟店のゼウスに対する金銭債務について債務不履行が発生しているときは、ゼウスは、前条第 2 項においてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

- (2) 本規約に基づく金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

第 17 条(遅延損害金)

加盟店またはゼウスは、相手方が本規約に基づく契約における相手方に対する金銭債務の全部または一部の支払を遅延したときは、相手方に対し、法律に定められた利率による遅延損害金を請求することができるものとします。

第 18 条(支払の留保)

- ゼウスは、以下の各号に定める事由が生じた場合、加盟店が負担すべき金銭の弁済に充てるため、加盟店に支払うべき金額の全部または一部を原則として 6 ヶ月間留保することができます。
 - 第 20 条、第 21 条第 1 項各号および第 2 項各号に定める事由が発生した場合
 - 理由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した場合
- 前項で定めた支払留保期間中、加盟店がゼウスに対して負担すべき金銭が発生した場合、ゼウスは前項で支払を留保した金額をこれに充当することができます。
- 前項で発生した金銭の総額が第 1 項でゼウスが留保した金額を超過する場合、ゼウスは当該不足金額につき別途請求するものとし、加盟店は支払期日までに不足金額をゼウスに支払います。
- ゼウスは第 1 項で支払を留保した金額につき、第 1 項に定める期間満了後、第 2 項で支払に充当した額を控除したうえでゼウスが定める方法に従って加盟店に返還します。なお、ゼウスが本条で留保した金額について利息等は発生しません。

第 5 章 一般条項

第 19 条(機密保持義務、個人情報の取扱)

- ゼウスおよび加盟店は、以下の各号のいずれかに該当する情報を除き、本サービスに関し知り得た相手方、加盟希望者、提携収納代行会社、取扱金融機関の営業上、技術上の一切の情報を、善良な管理者の注意義務をもって取扱うものとし、第三者に開示し、または本規約に定める事項以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合、または裁判所・警察等の公的機関、もしくは弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合にはこの限りではありません。
 - 情報を取得した時点で、既に公知であった情報
 - 情報を取得した時点で、既に正当に保有していた情報
 - 情報を取得した後、情報を取得した当事者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報
 - 本規約に基づき知り得た機密情報を利用せず独自に開発した事項に関する情報
- ゼウスおよび加盟店は、個人情報の保護に関する法律および関連するガイドラインに従い、個人情報保護のための適切な措置をとらなければならないものとします。

第 20 条(反社会的勢力の排除)

- 加盟店およびゼウスは、相手方に対し、現在および将来において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ次の各号のいずれに該当する者とも取引関係(相手方との信頼関係を破壊する程度の取引関係に限る)を有しないことを表明し保証するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - 前各号に該当しなくなった日から 5 年を経過しない者

- (9) 法人の場合、株主・役員その他実質的に法人の全部または一部を支配する者が前各号に該当する法人
- (10) その他前各号に準ずる者
2. ゼウスおよび加盟店は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてゼウスの信用を毀損し、またはゼウスの業務を妨害する行為
 - (5) 犯罪行為の対価の支払手段とする目的、または犯罪行為により得た資金を正当な取引で得た資金であるかのように見せかける目的(マネーロンダリング)で本サービスを利用する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店およびゼウスは、相手方が前 2 項に違反するとの合理的な疑いがある場合には、速やかに違反の有無につき、相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこの調査に協力し、相手方から求められた事項について、客観的・合理的な範囲内でこれに応じ報告する義務を負います。この場合、加盟店およびゼウスは、相手方が前 2 項に違反しないと合理的に判断できるまでの相当期間、本規約に定められた義務の履行を留保できるものとします。
4. 加盟店およびゼウスは、相手方が前 3 項に違反したことにより損害を受けた場合、本規約に従い相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 21 条(契約の解除)

1. ゼウスおよび加盟店は、相手方が本規約に違反し、相当期間を定めて催告したが改善がなされなかったときその他、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約に基づく契約の全部もしくは一部を解除できるものとします。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、もしくは特別清算手続、その他これらに類する倒産手続開始の申立てがなされた場合
 - (2) 振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (3) 差押、仮差押、滞納処分、強制競売その他の強制執行を受けた場合または担保権の実行を受けた場合
 - (4) 支払能力が極度に低下したと判断できる相当の理由が生じた場合
 - (5) 背信行為その他本規約に基づく契約を継続し難い重大な事由が認められる場合
 - (6) 第 20 条第 1 項もしくは第 2 項の表明保証に違反したと判断できる相当の理由が生じた場合、または同条第 3 項の協力・報告義務を怠った場合
2. ゼウスは、加盟店に次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、直ちに本契約を解除し、または、当該事由の発生に伴い生じた問題を解消するためにゼウスが適当と判断する措置を講じることができます。この場合において、ゼウスは、当該措置を講じるために要した費用を加盟店に請求することができます。
 - (1) 利用規約をはじめとする加盟店サイトに規定されるルールに従った商品等の提供が行われない旨の苦情が提携収納代行会社、取扱金融機関または購入者からあったとき
 - (2) ゼウス、提携収納代行会社または取扱金融機関が加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断したとき
 - (3) 法令の改定や官公庁の通達、提携収納代行会社や取扱金融機関の規則変更等により、加盟店の行う電子商取引が本サービスを利用して行えなくなったとき
 - (4) 加盟店が取扱う商品等に関する購入者からの苦情、損害賠償請求等が著しく多いとゼウスが判断したとき
 - (5) 事前に届けられた加盟店の住所、電話番号またはメールアドレスを用いてもゼウスが加盟店に連絡をとれないとき
 - (6) その他、ゼウスが加盟店として不相当と判断したとき
3. ゼウスは、前 2 項各号に該当する場合、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、ゼウスは一切の責任を負いません。
4. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 22 条(損害賠償)

ゼウスおよび加盟店は、相手方が本規約の定め違反したときは、相手方に対してその違反状態の解消を求めることができる他、相手方の故意、過失に基づく損害を被った場合は、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を相手方に対して請求することができます。ただし、特別の事情によって生じた損害については、予見することの可能性に関わらずこの限りではありません。

第 23 条(契約期間)

1. 本規約は、所定の方法で加盟店が申込を行い、これをゼウスが承諾したとき(以下、「締結日」といいます)に成立します。
2. 本契約は、前項に定める締結日に発効し、起算日から 1 年間有効とします。ただし、加盟店またはゼウスが契約満了日の 2 ヶ月前までに書面による更新の拒絶を行わないときは、さらに同内容で 1 年を更新し、以後はこの例によるものとします。
3. 加盟店およびゼウスは、その希望する解約月の 2 ヶ月前までに相手方に書面で通知を行うことで何時でも解約を行うことができます。なお、解約の効果は解約月の末日に発生し、システム利用料に関しての日割り計算による精算は行いません。
4. 本条第 2 項の規定に関わらず、ゼウスと提携収納代行会社との間で締結する本サービスに関する契約または提携収納代行会社が取扱金融機関との間で締結する口座振替に関する業務提携契約の全部または一部が終了した場合は、本規約に基づく契約もその範囲で当然に終了するものとします。

第 24 条(契約終了後の有効規定)

1. 本規約に基づく契約が終了した場合でも、契約終了日までに本規約に基づいて発生した債務は消滅するものではなく、本規約上の規定も債務の履行に必要な限りにおいて有効に存続します。ただし、加盟店およびゼウスが別途合意をした場合はこの限りではありません。
2. 前項に関わらず第 19 条、第 32 条、第 33 条の規定については、本規約に基づく契約終了後においてもなお効力を有します。

第 25 条(商号等の使用)

加盟店は、ゼウス、提携収納代行会社または取扱金融機関の商号、商標、ロゴ等を、本規約に基づく契約の有効期間中、ゼウス、提携収納代行会社または取扱金融機関が事前に定める方法および範囲に従って使用することができます。

第 26 条(知的財産権)

前条の場合を除いて、加盟店は、本規約によってゼウスおよび提携収納代行会社から特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権に関するいかなる許諾、承諾も与えられるものではありません。

第 27 条(地位の譲渡禁止)

ゼウスおよび加盟店は、本規約に基づく権利義務および契約上の地位の全部または一部を相手方の事前の承諾なしに第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。

第 28 条(届出義務)

1. 加盟店は、ゼウスが予め定めた方法と書式に従って自らの情報をゼウスに届け出るものとし、当該届出事項に変更が生じた場合も、直ちに所定の変更の手続きをとることとします。
2. 加盟店は、前項の届出を怠った場合、その不利益は加盟店が負担するものとし、ゼウスからの通知が不到達となっても通常到達すべき時に到達したものとみなされることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
3. 加盟店がゼウスに対して支払う第 13 条に規定する本サービスの料金は、双方の合意を示す文書によってのみ変更されます。ただし、加盟店にのみ利益となる変更はゼウスの記名捺印のある文書によっても行うことができます。

第 29 条(本規約の変更)

1. ゼウスは、本規約を変更する場合、変更予定日の 1 ヶ月前までに加盟店に対し変更内容の通知または新規約を提示します。ただし、やむを得ない事情がある場合には、ゼウスは本期間を短縮することができます。加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、加盟店は新規約を承認したものと、以後、新規約が適用されます。
2. 前項の規約変更において、加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに異議を申し出、解約の意思表示をした場合には、ゼウスはその 5 営業日後までに解約の手続きを行うものとします。

第 30 条(通知)

1. 本規約に関するゼウスの加盟店に対する通知は、加盟店がゼウスに対し届け出た連絡先に対して書面による送付、ファックスによる送信、電子メールによる送信またはホームページに掲載する方法等ゼウスが適当と判断する方法によって行います。
2. ゼウスが前項の通知をホームページに掲載する方法で行った場合、その通知は、ゼウスが通知内容を含むデータをアップロードしたときに到達したものとみなします。

第 31 条(協議事項)

本規約に定めのない事項については、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとします。

第 32 条(準拠法)

本規約の解釈および適用は日本法によるものとします。

第 33 条(合意管轄裁判所)

本規約に関する一切の紛争については、日本国に専属的な国際的裁判管轄を認め、東京地方裁判所を第 1 審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

【付則】

本改正規約は 2016 年 6 月 13 日より施行します。